

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1)当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。

(2)当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に向けて継続的な取組みを行なっています。

株主の権利・平等性を確保する。

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する。

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する。

指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式に関して、以下の方針を定めています。なお、当社は、現在上場会社の株式を保有していません。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式のみを保有する。

当社が上場会社の株式を政策保有している場合、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証の内容を開示する。

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、株主総会議案が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使する。

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、当該政策保有株主の意向に沿うこととする。

当社は、政策保有株主との取引に当たっては、他の取引先と同様に取引の経済合理性を十分に検証した上で行き、当社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

【原則1-7】関連当事者間の取引を行う場合の、取引手続きの枠組み

当社は、取締役又は執行役が利益相反取引を行う場合は会社法及び取締役会規則に従い、決議・報告を行います。

また、主要株主(当社総株主の議決権の10%以上を保有している株主)との取引を行う場合には、事前にその規模や重要性に応じて、関係部門の審査を経た上で決裁を行うこととし、特に重要な契約については代表執行役の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告します。

加えて、当社は、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占めている取締役会において承認を得る等、独立社外取締役による適切な関与、監督を行っています。なお、取締役の兼務先との取引においては、当該取締役は係る取引に関する取締役会の審議及び決議には参加いたしません。

【補充原則2-4】女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保

(1) 多様性の確保についての考え方

当社では「JDI倫理規範」に基づき、採用・処遇・管理職登用等ありとあらゆる場面において、性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条等によらず社員一人ひとりの人権及び多様性を尊重し、社員の健康と安全が守られ、創造的、効率的に業務を遂行できる職場環境を整えています。また、多様な人財がその能力を最大限発揮できるよう、フェアでメリハリのある処遇と評価を行い、組織の成果、生産性向上につなげるとともに、多様な働き方の実現を目指した働き方改革に取り組んでいます。事業構造改革を進める中においても、こうした考え方は変わることなく、組織の持続的な成長と、競争力の向上を支える基盤として取組みを継続しています。

今後も働き方改革、人材育成、マネジメントの意識改革等を通じ、社員の多様性と価値創出につなげる取組みを推進してまいります。

(2) 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標、その状況

< 女性社員 >

当社では、女性の活躍推進を重要な経営課題の一つと位置付けています。

これまで、女性比率の向上に向けた採用及び公平な評価・登用を進めてきた結果、女性社員の活躍領域は着実に広がっています。一方で、事業構造改革の影響により採用規模に年度ごとの変動が生じていること、及び組織規模の縮小が発生したことから、女性管理職比率及び女性採用比率はいずれも目標水準には至っていません。女性管理職比率については、2026年4月時点において従来目標には未達となりましたが、こうした状況を踏まえ、新たな組織体制のもとで人材育成及び登用を着実に進め、段階的な改善を図っていきます。また、女性採用比率については、年度ごとの採用規模の変動により数値にばらつきが生じていますが、中長期的には多様な人材の確保を通じた競争力強化を目指してまいります。

< 外国人社員 >

当社では、国籍を問わない人材採用を継続的に進めており、グローバルに事業を展開する中で、多様なバックグラウンドを持つ人材が当社及び各子会社で活躍しています。また7つあるグローバル子会社では管理職全体のうち日本人以外のローカルスタッフが約91%を占め活躍しており(2026年4月時点)、5つの子会社においては会社トップもローカルスタッフが事業運営を担っています。今後も同水準を保ち、多様な価値観を活かして競争優位の実現を目指してまいります。

< 中途採用者 >

当社では、これまで外部から多様な経験・専門性を有する人材を採用し、管理職や経営幹部として登用してきました。中途採用者は各部門において重要な役割を担っており、多様な視点や知見を活かした意思決定に貢献しています。今後も、組織体制や事業環境を踏まえながら、多様なバックグラウンドを持つ人材の活躍を推進し、変化に柔軟に対応できる組織基盤の強化につなげていきます。

(3) 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針及びその実施状況

< 人材育成方針及び社内環境整備方針 >

社員個人の成長が会社の成長に繋がるという考えに基づき、当社では様々な角度から社員のキャリア開発支援を行うことにより、社員の成長を支えています。多様な働き方を取り入れることで、社員が生産性及びモチベーションを高く保ち、会社業績に貢献できるよう、各種取組みを進めています。

< 人材育成方針及び社内環境整備方針の実施状況 >

・社内公募

社員の主体的なキャリア形成を支援するため、社内公募制度を整備し、挑戦機会の提供に取り組んでいます。なお、事業環境を踏まえ2025年度以降、一時的に運用を見直しています。

・働きがいのある環境づくり

当社では社員一人ひとりのライフスタイルを尊重し、育児・介護といったライフイベントにかかわらずキャリア形成ができるよう、両立支援制度やテレワーク制度などを積極的に採り入れてまいりました。また、勤務間インターバル制度やフレックスタイム制度の見直し、育児・介護休業法改正への対応等を通じて、柔軟な働き方の実現を進めています。

・人材育成

社員の成長段階に応じた教育機会の提供に取り組んでおり、専門分野別、階層別、コンプライアンス等の各種教育を実施しています。事業環境の変化を踏まえ、2026年度は教育内容を精査し、必須教育に重点を置いた運用としていますが、必要な教育は確実に実施し、従業員の成長を支えています。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した基本方針を定め、当該基本方針に整合的な運用指針を作成して金融商品取引業者に交付しています。

当社は、企業年金の運用に関し、知識又は経験等から運用管理に適切と判断される者に当該事務に従事させ、また、必要に応じて当該従事者を研修等に派遣等を行い、専門知識の向上を図っています。

当社は、運用の基本方針や運用指針の検討に際しては、運用コンサルタントを活用し、専門性・信頼性並びに利益相反の観点において、継続的かつ適切に対応し得るよう体制を整備しています。

【原則3-1】情報開示の充実

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念をホームページに掲載しており、成長戦略等の概要については、株主・機関投資家との対話を通じて説明するとともに、当社ホームページ等で開示しています。

当社は、成長戦略等の進捗状況を定期的に把握・分析し、その内容については取締役会において執行役から定期的に報告され、達成度を分析・評価し、次期以降の計画に反映しています。また、決算説明会や株主総会等を通じて株主・機関投資家に対し分かりやすい説明に努めています。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取組を行なっています。

株主の権利・平等性を確保する。

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する。

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する。

指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬等の額に関する方針を定め、その方針に従い、個人別の報酬等の内容を決定しています。中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系としています。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与します。社外取締役を除く取締役についてはその役割や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定しています。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

執行役の選任にあたっては、指名委員会にて適切性を審議し、人格並びに見識ともに優れ、執行役の職責を全うすることができると判断した者を取締役に推薦しています。また、業務成果の発揮状況や誠実かつ忠実な職務遂行面、健康の面等の観点から、執行役としての職務を全うすることに問題が生じる場合には、指名委員会にて解任の可否について審議し、その結果を取締役に答申します。

取締役の候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて、当社の取締役に求められる基本的資質及び知識・実績・スキルなどの人材要件に基づいて候補者としての適切性を審議し、特に社外取締役候補者については独立性、多様性の観点からも評価し、選定しています。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の個々の選任理由については株主総会招集通知や当社ホームページで開示しています。また、執行役の選任の概況についても当社ホームページで開示しています。

【補充原則3-1】サステナビリティについての取組みの開示

当社グループのサステナビリティへの取組みについては、サステナビリティレポート、当社ホームページで開示しています。

・サステナビリティレポート：<https://www.j-display.com/sustainability/report/>

・当社ホームページ(サステナビリティ)：<https://www.j-display.com/sustainability/>

< 気候変動への対応 >

当社は、気候変動への対応をマテリアリティの一つとして位置付け、2022年度から気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づいたシナリオ分析を実施し、気候変動に関する重要リスク及び機会を特定、財務的影響の評価を行っています。

また、この分析結果を踏まえ、気候変動対応策の経営戦略への反映に向けた検討を進めるとともに、温室効果ガス排出量(Scope1・2・3)等の指標の把握・開示にも取り組んでいます。さらに、サステナビリティ情報開示に関する国内外の動向を踏まえ、必要な検討を行っています。

詳細は以下をご参照ください。

・サステナビリティレポート：<https://www.j-display.com/sustainability/report/>

・当社ホームページ(気候変動)：<https://www.j-display.com/sustainability/environment/climatechange.html>

【補充原則4-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会で決議を行わない業務執行に関する事項は、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、業務執行に関する決定権限を委譲する。取締役会は、執行役から業務執行状況等について、少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定する。

a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

d. 最近において上記のa.、b. 又はc. のいずれかに該当していた者

e. 次の()から()までのいずれかに掲げる者の2親等内の親族

() 上記a. からd. までに掲げる者

() 当社の子会社の業務執行者

() 当社の子会社の業務執行者でない取締役

() 最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

【補充原則4-11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性(ジェンダーや国際性、年齢、職歴の面を含む)と適正規模を両立させる形で構成する。

また、企業経営者や学識経験者、国際的な知見や経験を有する者等、各方面での豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、独立社外取締役を複数名選任する。

取締役候補者は、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことができる者とし、指名委員会で審議の上、決議する。

- (1)人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- (2)コンプライアンス遵守精神に富んでいること
- (3)経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察性に優れていること
- (4)JDI主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- (5)当社として必要とされる企業経営、投資、会計、業界等の専門性、知見を有していること。

当社の取締役として求められる知識、能力等については、別表【当社の取締役として求められる知識、能力等】記載のとおり定めている。また、当社取締役の知識、スキルマトリクスは、別表【当社取締役の知識、スキルマトリクス】記載のとおり状況となっている。

【補充原則4-11】取締役の他の上場会社の兼任状況

当社取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努める。なお、取締役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示する。

【補充原則4-11】取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要

<実効性評価の実施>

当社取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取組みを行っており、今般、以下のとおり、2025年度の実効性について、分析・評価を行いました。評価にあたっては、全ての取締役に対して取締役会事務局が作成したアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会にて審議を行いました。

<実効性評価の結果>

(1)結果概要

『当社取締役会の実効性は概ね確保されているものの、一部に改善を要する事項があり、確実に取り組む必要がある』との評価及び指摘を受けました。

(2)高い評価

取締役の半数以上が社外取締役であり、取締役会は、規模、バランス、独立性、属性等の点で実効性の高い監督を行える構成となっており、十分な時間をかけて自由闊達に活発な議論や意見交換が行われています。

また、社外取締役に対する取締役会議案の事前説明の励行に加え、取締役会以外の場も活用した執行側との継続的な議論を通じて、取締役会での審議の充実が図られています。

さらに、企業文化・風土の醸成やサステナビリティを巡る課題への取組みについて、取締役会において適切に報告・議論が行われています。有効な内部統制及びリスク管理体制の整備・運用が進められており、取締役会への共有・監督も適切に行われています。

(3)指摘事項(要改善事項)

一方で、中長期的な成長に向けた戦略及び事業計画の更なる具体化と着実な推進について、課題・要望が出されました。

さらに、経営陣幹部の育成及び後継者計画についても、中長期的な観点から取組みの充実が必要であるとの要望が出されました。

(4)今後の取組み

当社は、今回の評価結果を踏まえ、指摘事項の改善、提言事項の具体化を進めるとともに、引き続き取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14】取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行います。また、社内から新たに就任する役員に対しては、取締役の役割・責務、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行います。

さらに、取締役全員に対して、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等を行います。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主・投資家との建設的な対話が重要と認識しており、対話の機会を積極的に設けるよう努めています。

株主・投資家との対話については、合理的な範囲でCEO及びCFOが対応するとともに、日常的にはIR担当部署である広報IR部を中心に、経理、財務、事業部門が連携して実施しています。また、株主・投資家の関心事項等に応じて、他の経営陣幹部や社外取締役を含む取締役が対話に参加する体制としています。

さらに、法令に基づく情報開示に加え、積極的な情報開示を通じて建設的な対話の促進に努めており、財務情報に加えて、環境・社会・ガバナンス等の非財務情報についても、当社ホームページやサステナビリティレポート等において開示しています。

株主・投資家との対話を通じて得られたご意見やご要望については、広報IR部が取りまとめ、取締役会に報告するとともに、社内の関係部署に共有し、企業価値向上に向けた取組みに活用しています。

【補充原則5-2】事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直し状況

(1)ポートフォリオの見直し状況

当社は、BEYOND DISPLAY戦略のもと、ディスプレイ事業で培った技術を基盤に事業領域の拡大を進め、事業ポートフォリオの見直しを継続的に実施しています。

ディスプレイ事業については、アセットライト化及び高付加価値製品への集中による収益構造の改善を進めており、国内生産機能を石川工場に集約しました。又、ファウンダーパートナーとの協業により、柔軟性及び生産性の向上を図りつつ、アセットライトな生産体制の構築を進めています。

センサー事業については、当社の技術を基盤とした成長分野と位置付け、量産化に向けた取組みを進めており、用途展開の拡大及び事業化の加速を図っています。

一方で、先端半導体パッケージング事業については、中長期的な成長領域として位置付け、パートナー企業との連携のもと開発を推進しています。

これらの取組みにより、既存事業の収益構造の改善と新たな成長機会の創出の両立を図っています。

(2)ポートフォリオの基本方針

当社は、BEYOND DISPLAY戦略のもと、以下の基本方針に基づき事業ポートフォリオの再構築を進めています。

ディスプレイ事業の構造改革

高付加価値分野への集中及びアセットライト化を通じて収益性の改善を図るとともに、生産体制の最適化を進め、柔軟かつ効率的な事業運営を実現します。

成長領域への経営資源の重点配分

センサー事業及び先端半導体パッケージング事業を新たな成長領域と位置付け、技術開発、人財、設備投資等の経営資源を重点的に配分し、新たな収益基盤の確立を目指します。

事業基盤の強化と機動的な見直し

事業環境の変化を踏まえ、必要に応じて事業構造の見直しを行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するポートフォリオの構築に取り組みます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごトラスト(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	303,422,222	78.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	81,952,500	2.11
日亜化学工業株式会社	34,965,000	0.90
野村證券株式会社	16,875,918	0.43
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	12,889,846	0.33
羽田タートルサービス株式会社	9,627,000	0.25
内海章雄	9,432,700	0.24
楽天証券株式会社共有口	6,120,300	0.16
B o i A証券株式会社	6,050,065	0.16
ジャパンディスプレイ持株会	5,522,148	0.14

支配株主(親会社を除く)の有無	いちごトラスト
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・基準日は2026年3月31日です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占めている取締役会において承認を得る等、独立社外取締役による適切な関与、監督を行っています。取締役会長のスコットキャロンは、当社によるいちごトラスト及びその関係会社との取引において特別利害関係人となるおそれがあるため、係る取引に関する取締役会の審議及び決議には参加いたしません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小関珠音	学者											
伊藤志保	公認会計士											
北原洋明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
小関珠音						<p>大阪公立大学大学院教授及び山形大学客員教授として、イノベーション、ビジネスモデル、大学発ベンチャー、クリエイティビティ等をテーマとして研究を行っており、企業提携及び市場創造について有機EL分野における事例を研究した書籍執筆経験を有しています。同時に複数のベンチャー企業の創業及び経営に携わり、経営に関する高度な専門知識と豊富な経営経験を有しています。さらに、金融機関での投融資の実務経験から、財務・経理・投資についても見識を有しています。2020年8月より、当社独立社外取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員として、取締役会及びこれらの委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、経営を監督するとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいています。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、ファイナンス及びリスク管理をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役及び独立役員として適任であると判断しています。</p>
伊藤志保						<p>直接企業経営に関与された経験はありませんが、日本の大手監査法人において公認会計士として長年にわたり企業の会社法・金商法監査や内部統制評価等に携わってこられており、その幅広い経験と高い知見から、日本公認会計士協会業種別委員会の複数の委員を歴任されています。2022年6月より、当社独立社外取締役、監査委員会委員として、取締役会及び同委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営を監督いただくとともに、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいています。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理やガバナンスの強化をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役及び独立役員として適任であると判断しています。</p>
北原洋明						<p>大手電子機器製造会社において技術者として半導体・液晶ディスプレイの技術、装置、ビジネスに関する豊富な経験を有し、FPD産業に極めて深い見識を有しています。また、その幅広い経験からFPDビジネス、エネルギーデバイスビジネスに関する情報発信、ビジネス参入支援、新規プロセス・装置等の立ち上げプロジェクト支援に尽力しています。</p> <p>これらの専門知識及び経験により、独立社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理や経営管理統制の充実をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役及び独立役員として適任であると判断しています。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 1名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
明間 純	あり	なし	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置しています。この内部監査部の独立性を担保するために、内部監査部は監査委員会の直轄組織とし、監査委員会が内部監査部部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有しています。また、内部監査部部長は監査委員会の指揮に服しており、内部監査部に所属するその他の使用人は、監査委員会及び内部監査部部長の指揮に服しています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査部を管掌し内部監査部と定期的及び随時に打合せを行い、内部監査に基づく内部監査の執行状況及び発見事項等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査部に対して監査に関する指示を行っています。また、会計監査人とは、内部監査部も参加する定期的な打合せを行い年間監査計画に基づく監査結果報告及び説明を受け意見交換を行っており、監査委員会のリーダーシップのもとに、監査委員会、内部監査部及び会計監査人の三者が連携し、三様監査の実効性を高める取組みを行っています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

独立社外取締役の独立性判断基準は以下のとおりです。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定しています。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者

- c.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d.最近において上記のa.、b.又はc.のいずれかに該当していた者
- e.次の()から()までのいずれかに掲げる者の2親等内の親族
 - ()上記a.からd.までに掲げる者
 - ()当社の子会社の業務執行者
 - ()当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - ()最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるため、原則として、執行役の報酬には業績連動報酬分を設けており、会社業績の結果が反映される体系としています。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与することとしています。なお、業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的としたストックオプションとしての新株予約権を2017年7月まで社外取締役ではない取締役に発行していました(本報告書提出日現在、下記「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおり、取締役はストックオプションの付与対象外となっております。)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

2017年8月以降、新株予約権は付与していません(本報告書提出日現在、下記「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおり、取締役はストックオプションの付与対象外となっています。)

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告では、社内取締役、社外取締役及び執行役の別に報酬等の総額及び種類別総額を開示し、また、有価証券報告書では、取締役(社外取締役を除く)、執行役及び社外役員の別に報酬等の総額及び種類別総額を開示しています。事業報告(招集通知内)及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とする。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与する。社外取締役を除く取締役に 대해서는 その役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役位と独立性の観点から、固定報酬にて決定する。

2. 取締役

社外取締役

月例の固定報酬のみとし、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

社外取締役を除く取締役

月例の固定報酬のみとし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役としての報酬は支給しない。

3. 執行役

基本報酬

月例の固定報酬とし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度において目標となる業績指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標及びその値は、当該事業年度における事業計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、報酬委員会において審議し、決定する。

報酬割合

報酬等種類ごとの比率目安は、基本報酬・業績連動型報酬 = 7 : 3を目安とする。

ストックオプション

中長期的な業績向上及び企業価値向上並びに株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、必要と認められる場合、対象者、付与数、付与時期等について、報酬委員会において審議し、決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である法務部がこれに当たる。また、指名委員会及び報酬委員会の事務局を人事総務部門、監査委員会の事務局を内部監査部とし、各委員会の委員である取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報収集を行う場合には、各委員会事務局がこれに当たる。

法務部は、独立社外取締役の要請に応じて、独立社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役・執行役との連絡・調整や監査委員会又は監査委員との連携に係る体制整備についてサポートする。

当社は、取締役会、監査委員がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合は速やかにこれに応じる。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

基本的な考え方

・当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」()を制定しています。

・当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に向けて継続的な取組みを行なっています。

株主の権利・平等性を確保する。

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する。

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する。

指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う。

()当社ホームページにて公開しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努めています。社外取締役が過半数を占める取締役会において、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持します。取締役会において、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務執行に関する決定権限を委譲します。

イ. 取締役会

取締役会は株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通して、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っており、本報告書提出日現在、取締役会は5名の取締役(任期1年間)で構成されています。

取締役の過半数(3名)が社外取締役(内、3名が独立社外取締役)となっており、グローバルな企業経営に関する豊富な経験及び見識を有する取締役の意見を当社の経営に適切に反映させる体制を整えています。

取締役会は原則毎月1回開催され、重要事項の提案に対し多面的かつ十分な検討を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような建設的な議論を尽くすとともに、取締役、執行役の職務の執行状況を監督しています。

2025年度は17回開催され、取締役会の出席率は100%でした。

ロ. 委員会

(a) 監査委員会

社外取締役が過半数を占める監査委員会において、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を負っています。

監査委員会の選定した常勤の監査委員会委員は、全社の重要課題を議論する重要会議等に参加し、また執行役や事業部門、本社機能部門他からの定期的なヒアリング等を通じて必要な情報を収集するなどにより、コーポレート・ガバナンスの実現状況を把握しています。また、監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織かつ監査委員会事務局として委員会の職務を補助することにより、緊密に連携して監査を実施し、また、原則毎月1回開催される監査委員会にて情報を共有することを通じて、実効性の高い監査委員会を維持しています。

2025年度は16回開催され、委員全員が全ての委員会に参加(出席率100%)いたしました。

(b) 指名委員会

社外取締役が過半数を占める指名委員会において、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。また、代表執行役、執行役及び執行役員を選任・解任の基準、代表執行役、執行役等の選任・解任案、代表執行役、執行役等の後継者計画等に関する審議を行っています。

2025年度は6回開催され、委員全員が全ての委員会に参加(出席率100%)いたしました。

(c) 報酬委員会

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに個人別の報酬等の内容等について審議・決定を行っています。

2025年度は4回開催され、委員全員が全ての委員会に出席(出席率100%)いたしました。

ハ. 執行役

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会の決議により、本報告書提出日現在、執行役1名(代表執行役)を選任しています。執行役は、取締役会から業務執行決定権限を委譲された代表執行役社長CEOを執行部門の長として、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務に関する事項の決定を行うとともに、業務を執行しています。

ニ. 執行役員

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しています。取締役会又は代表執行役、執行役の委任により、各執行役員は代表執行役、執行役の監督下で、担当する領域において、当社の業務を執行しています。

ホ. コンプライアンス委員会

子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス関連規則を整備するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上を図っています。

コンプライアンス委員会の委員長は、取締役会で選任されたコンプライアンス管掌執行役若しくは執行役員がこれに当たり、コンプライアンス体制の整備を図っています。

コンプライアンス管掌執行役若しくは執行役員は、通報先として社内通報窓口、社外通報窓口、監査委員会窓口から構成される内部通報制度及び海外子会社の従業員が違法・不正に関して当社の内部通報窓口(社内窓口又は監査委員会窓口)に対して直接通報できるグローバル内部通報制度及び当社グループ取引先の従業員が当社グループに関する違法・不正に関して当社が設置する社外通報窓口に対して直接通報できる取引先通報窓口を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めています。

ヘ. 内部監査部

内部監査部は本報告書提出日現在において、専任者5名です。内部監査部は、監査委員会の直轄組織となっており、これにより執行と監督を分離し、内部監査部が定期的に実施する当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査等が実行的に行われる体制を構築しています。また、実務面からも、常勤の監査委員との定期的な情報共有や社外取締役である監査委員を含めたミーティング等により監査の実効性を確保しています。内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会の指示に従うとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告しています。加えて内部監査部は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告するとともに、監査委員会の指示がある場合、代表執行役に内部監査の結果を報告しています。

監査委員会監査、内部監査及び会計監査の状況

イ. 監査委員会監査の状況

監査委員会は、当期の監査方針、監査計画に基づき事業経営計画及び経営戦略の妥当性・合理性並びに企業倫理・法令遵守の状況を重点において、CEOをはじめとする執行役との定期的な会合・意見交換、取締役会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、執行役等に対するヒアリングを通じた執行側の業務執行状況を監査しました。さらに、当事業年度においては大規模な組織再編が行われたことから、その環境変化に伴い内部統制の実効性が低下するリスクを踏まえ、重要な意思決定が適法かつ合理的に行われているかについても検証しました。内部監査部とは定期的に打合せを行い、監査結果の報告を定期的に受けることで内部統制システムの運用状況を検証しました。会計監査人からは、当事業年度における監査計画及び四半期レビューに当り事前に課題についての意見交換の実施、四半期レビュー結果・監査結果報告及び説明を受け定期的な意見交換を実施し連携するとともに、会計監査人の監査品質の相当性を検証しました。

ロ. 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査部(専任5名体制)が、当社及び当社グループ会社を対象に実施しています。内部監査部は、監査の効果的、効率的な実施に努め、当社及び当社グループ会社に対し内部統制システム、コンプライアンス、リスク管理体制の整備、運用状況を監査し、その結果に対し必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行います。内部監査計画は内部監査業務規則に基づき総合的なリスクを勘案して策定し、監査委員会の承認を得ています。また、監査結果については適時に監査委員会へ報告しています。監査委員会とは定期的に打合せを行い、監査結果の報告及び意見交換を行い、密接な連携を保っています。会計監査人とは、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象について、監査委員会と会計監査人との定期的な打合せに参加するとともに、必要に応じて随時の打合せを行い、情報提供及び意見交換を行っています。

ハ. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

(b) 継続監査期間

15年間

(c) 業務を執行した公認会計士

松本 尚己

切替 丈晴

(d) 監査業務に係る補助者の構成

有限責任あずさ監査法人に所属する公認会計士15名及びその他49名の職員等が、会計監査業務の執行を補助しています。

責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の一部との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務をなすにあたりその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記に記載のとおり、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保するために現行の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に早期発送するよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するとともに、平日(本年は2026年6月24日(水曜日))に定時株主総会の開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。
その他	当社ホームページに株主総会の招集通知及び決議通知の掲載をしています。なお、招集通知につきましては、発送に先立って掲載しています。 また、後日視聴可能なオンライン配信を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め、当社ホームページに掲載しています。 https://www.j-display.com/ir/policy/disclosure.html また、同方針に基づき、当社の情報開示体制、開示基準及び当該情報の管理について定めた「情報開示規則」を制定し、適時適切な情報開示に努めています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会については、現時点では開催していませんが、アナリスト・機関投資家向け決算説明会の動画を当社ホームページ及び公式YouTubeチャンネルで公開しています。また、個人投資家からのメール等によるご質問やご意見を、広報IR部にて受け付けています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表日に、当社マネジメントによるアナリスト・機関投資家向け決算説明会をオンラインで開催しています。 また、国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、現時点では実施していませんが、海外機関投資家向けの情報提供として、JPX総研が提供するSCRIPTS Asiaサービスを通じ、2026年3月期通期決算より、決算説明会に係るスクリプトの配信を開始しています。 また、各種開示資料の英文を当社ホームページに掲載しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算情報(決算短信、決算説明資料、決算説明会動画、主要財務データ)、有価証券報告書又は半期報告書、コーポレートガバナンス報告書、サステナビリティレポート、株主総会情報、株式の状況等を公開しています。 https://www.j-display.com/ir/ なお、適時開示資料、決算情報(決算短信、決算説明資料)、株主総会の招集通知及びサステナビリティレポートについては、英文での開示も行っています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員: 執行役員CFO 担当部署: 広報IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主をはじめ全てのステークホルダーとの協働が不可欠であると認識しており、その取組みの方針を「JDI倫理規範(JDI Ethics)」に定め、取締役会で決議し実施しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「企業の存在意義は社会貢献にある」との信念のもと、社会と人の課題解決を目指したサステナビリティ経営を経営戦略の中心に位置づけています。具体的には、環境マネジメントシステムやコンプライアンス委員会等、環境・社会・ガバナンスに関する委員会やマネジメントシステムを設置し、サステナビリティ関連課題に取り組んでいます。また、サステナビリティ活動を推進する主管部署として「広報IR部」を設置し、「サステナビリティ基本方針」に基づいた活動方針の立案、グループ内活動の連携やモニタリング、社内教育の実施を行っています。さらに、サステナビリティレポートの発行や当社ホームページでの情報開示を通じて、ステークホルダーへの情報提供を行っています。 詳細は、当社ホームページをご参照ください。 https://www.j-display.com/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め、当社ホームページに掲載しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、監査委員会の職務の執行のために必要な事項並びに執行役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の方針を「内部統制システムの基本方針」として取締役会で決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置する。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。内部監査部に所属する使用人は、監査委員会及び内部監査部長の指揮に服する。

(3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与並びに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人(以下、総称して「役職員」という。)は、予め監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告する。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告する。また、法令及び監査委員会規則等に基づき、監査委員会が役職員に対して報告を求めたときは、当該役職員は速やかに監査委員会に報告する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、違法・不正に関するものを取締役会及び監査委員会に報告する。また、監査委員会の選定した監査委員は、子会社を含めて、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規則等の会社規則を定め、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利益な扱い(解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の対抗措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む。)を受けないことを確保するための体制を整備する。

(5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員による職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の遂行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。

当社は、監査委員会が取締役、執行役及び会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。

当社は、監査委員会が選定した監査委員が重要会議等に出席して意見を述べる機会を確保するほか、監査委員会が選定した監査委員が決議書、その他の重要書類の閲覧や役職員の説明又は報告を求める場合にはこれに応じる。

監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会の指示に従うとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。

監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。内部監査部に所属する使用人は、監査委員会及び内部監査部長の指揮に服する。

監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行う等、随時連携を行う。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等(取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者を総称した意味を有する。以下同じ。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、JDI倫理規範(JDI Ethics)及びコンプライアンスの取組みの基本事項を定めた規則を策定し、執行役及び執行役員自らが率先して遵守するとともに、当社グループの役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を継続的に実施してその内容の浸透を図り、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。

当社は、当社グループのコンプライアンスの推進を図るための委員会を設置するとともに、委員長となるコンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。

コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口(法律事務所)から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めるとともに、執行役等(当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。)のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知れない体制とする。

監査委員会の選定した監査委員は、当社の重要な会議に出席して情報を集めるとともに必要な場合に意見を申し述べ、定期的に執行役等をヒアリングするなど、当社グループにおける執行役等の職務状況を把握する。

当社は、当社の執行役等を当社子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各当社子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各当社子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、当社子会社に対し適正な助言や指導を行う。

当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施することにより、当社子会社における業務の適正性を確保する。

内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部が定期的実施する当社グループにおけるコンプライア

ソスの遵守状況の監査等が実効的に行われる体制を構築する。内部監査部は、内部監査結果を、監査委員会に定期的に報告するとともに、監査委員会の指示がある場合、代表執行役に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類(電磁的情報を含む。)は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。

当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

(4) 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に関わる重要な方針を決定し、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。

取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。

社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関する重要事項について、迅速に審議・決定する。

執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。

当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本方針として「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を取締役に決定するとともに、方針・基準等については「JDI 倫理規範(JDI Ethics)」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において定めており、役職員に対してその内容の周知徹底を図っています。反社会的勢力排除に向けた整備状況として、人事総務部を対応統括部署として、不当要求防止責任者の設置・管理体制の整備、外部専門機関の公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携による反社会的勢力に関する情報収集・研修会への参加、新規取引先の属性チェック、反社会勢力対応マニュアルに基づく定期対応訓練の実施とともに、役職員に対して反社会勢力排除に関する定期教育・受入時教育を実施し、周知徹底を図っています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 当社の適時開示手続き

決定事実及び発生事実に関する情報

情報取扱責任者を委員長とする情報開示委員会は、適時開示要否判定及び開示資料の確認後、当該事実をCEOに報告し、取締役会決議又はCEOの承認を経て公表します。

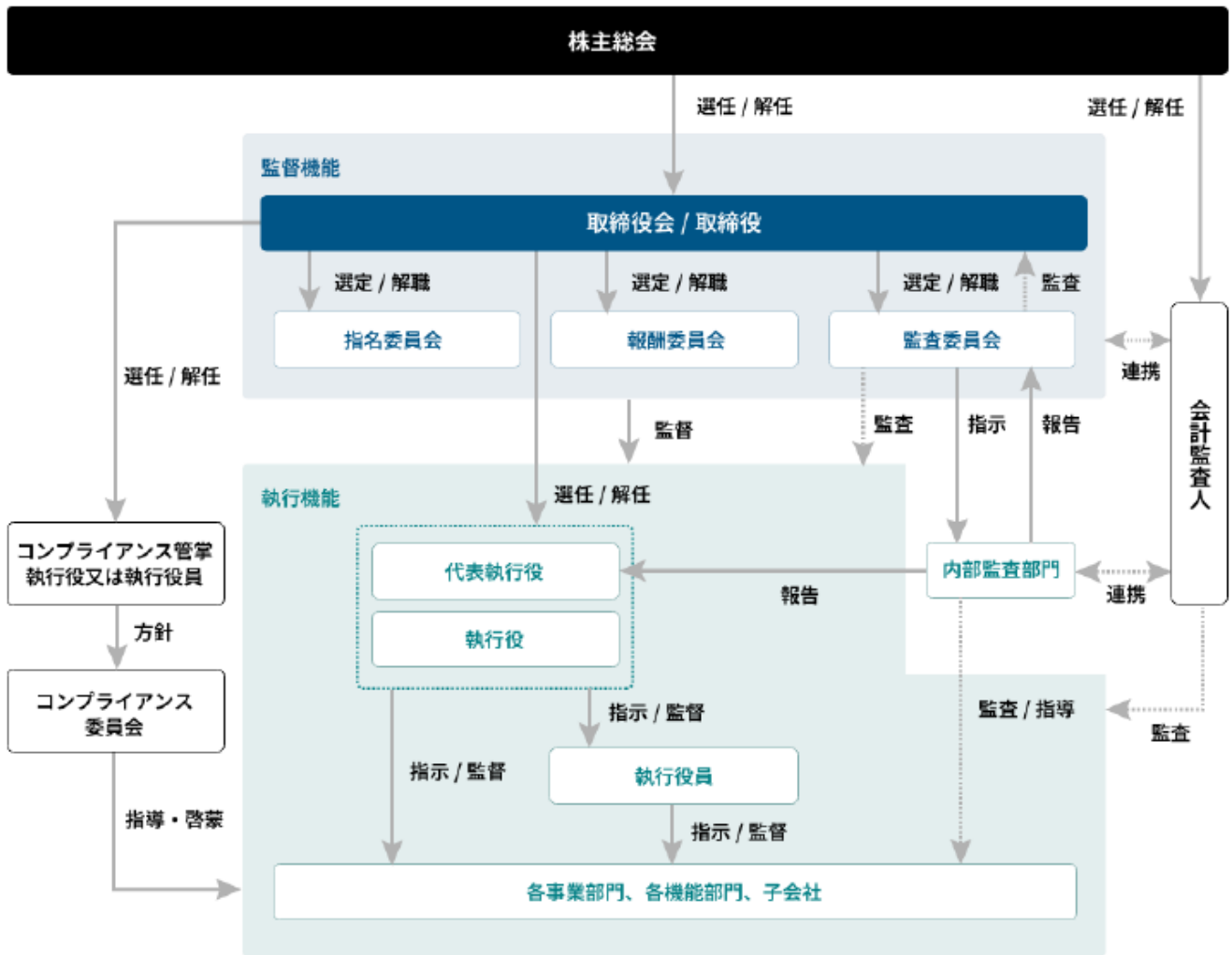
なお、適時開示情報に該当しうる情報の収集、適時開示資料の作成は情報開示委員会の事務局である広報IR部が主体となって行います。

決算に関する情報

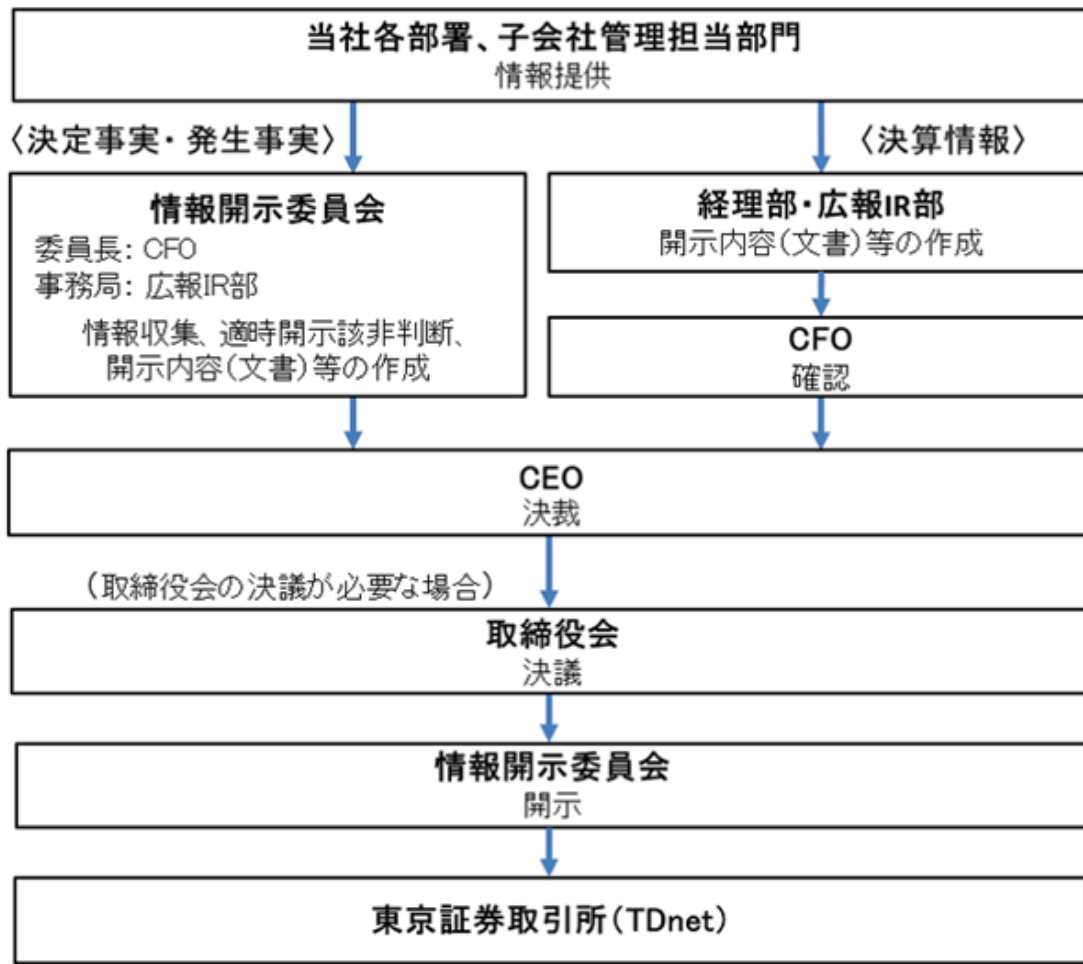
経理部から広報IR部へ決算情報が伝達され、両部門は関係部門の協力の下、開示資料を作成します。その後、情報開示委員会による開示要否判定及び開示資料の確認を経て、CEO及び取締役会での承認により公表します。

なお、当社は、「インサイダー取引防止規則」を定め、公表前の情報の適切な管理及び不正取引の防止を徹底しています。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



〈別表〉

【当社の取締役として求められる知識、能力等】

スキル	詳細
企業経営	企業経営におけるノウハウと知識
事業戦略	事業戦略立案、実行におけるノウハウと知識
業界・専門的知見	液晶、有機EL、ディスプレイ業界等に関する専門的なノウハウと知識・知見
ガバナンス	ガバナンスに資するノウハウと知識
財務・経理・投資	財務、経理、投資の観点から価値創造経営に資するノウハウと知識

【当社取締役の知識、スキルマトリクス等】

氏名	現在の当社における地位及び担当	有する知識・スキル					多様性	
		企業経営	事業戦略	業界・専門的知見	ガバナンス	財務・経理・投資	ジェンダー	国籍
スコット キャロン	取締役会長 取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	●	●		●	●	男性	米国
植木 俊博	監査委員会委員長	●	●	●	●		男性	日本
小関 珠音	指名委員会委員 報酬委員会委員	●	●		●	●	女性	日本
伊藤 志保	指名委員会委員 報酬委員会委員 監査委員会委員				●	●	女性	日本
北原 洋明	監査委員会委員		●	●			男性	日本

以上